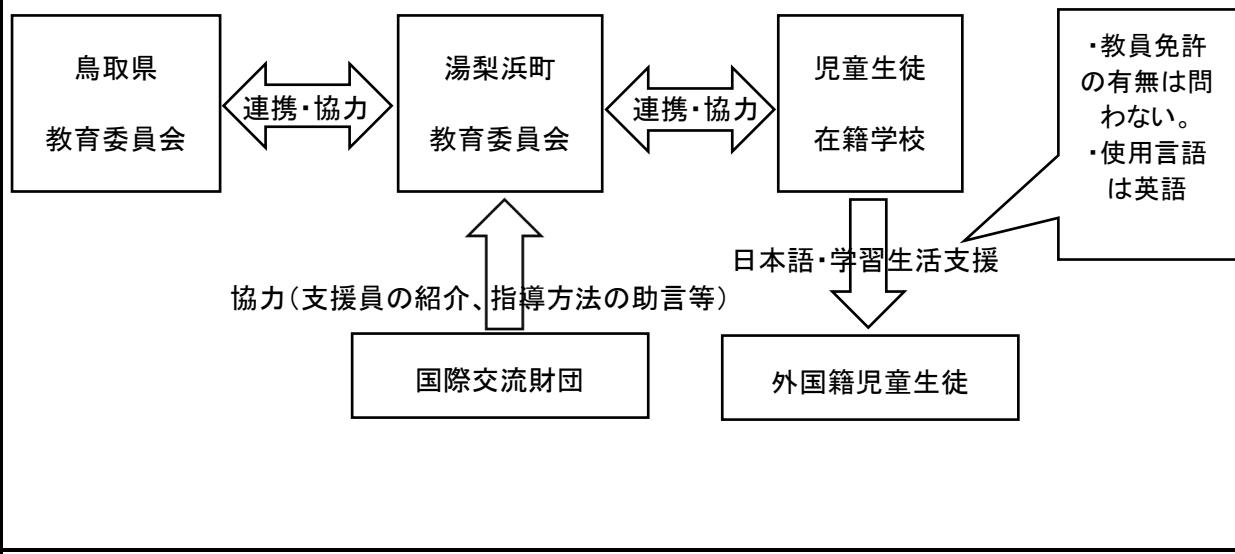


令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【湯梨浜町】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)



2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(必須実施項目)

・児童在籍校において、受け入れ体制、児童の学校と家庭での様子を共有し、適切な教育支援体制を構築するための場を設定した。

(2) 学校における指導体制の構築(必須実施項目)

・日本語指導が必要な児童生徒に対して、フィリピン籍児童の学校生活を支援するため、フィリピン籍児童対応支援員1名を在籍校に配置した。

・湯梨浜町教育委員会と学校(フィリピン籍児童対応支援員)で指導方針の確認、課題の共有等を行った。

・学校は、「特別の教育課程」、「個別の指導計画」を作成した。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)

・「特別の教育課程」が編成・実施され、児童の日本語の習得状況や学校生活の適応状況等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導を実施することができた。

(4) 成果の普及(必須実施項目)

・校長会で日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる際の校内体制の整備構築について共有した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

・フィリピン籍児童対応支援員1名を在籍校に配置し、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導補助を適切に行つた。

・必要に応じた言語の支援により、学校生活の中で児童の生活能力が身につくように支援するとともに、保護者への丁寧な情報提供を行うことにより、学校と保護者間のコミュニケーションを円滑に行うことができた。

・学習への意欲の向上、実際のコミュニケーション場面での活用、学校や社会のルールの理解、日本語学習と並行した学習の定着を図る。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営(必須実施項目)

- ・学校、保護者、教育委員会で連携を図り、児童が安心して充実した学校生活を送ることができた。
- ・引き続き、児童の成長段階を把握し、適切な教育支援へつなげる。

(2) 学校における指導体制の構築 (必須実施項目)

- ・校内の指導体制を整備し、日本語が必要な児童が「特別の教育課程」による指導を受けることができた。

- ・引き続き、児童の成長段階を把握し、個別最適な学びを実現させる。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 (必須実施項目)

- ・「特別の教育課程」による日本語指導の指導計画を検討し、日本語指導が必要な児童生徒に効果的な指導・支援ができた。

- ・「個別の指導計画」に基づいた日本語指導の実施、定期的な見直しを行うことで、対象児童の日本語の習得状況の向上や学校生活の充実を図ることができた。

- ・児童の成長段階を把握し、共有することで適切な支援へつなげ、個別最適な学びを実現させる方法を探る。

(4) 成果の普及 (必須実施項目)

- ・今後新たに日本語指導が必要な児童生徒を受け入れる学校の参考となった。

- ・今後、日本語指導が必要な児童生徒等を受け入れるにあたり、言語的、文化的に多様な背景を持つ児童生徒等への対応が課題となる。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・必要に応じた言語の支援により、学校生活の中で児童の生活能力が身につくように支援するとともに、保護者への丁寧な情報提供を行うことにより、学校と保護者間のコミュニケーションを円滑に行うことができた。

- ・学習への意欲の向上、実際のコミュニケーション場面での活用、学校や社会のルールの理解、日本語学習と並行した学習の定着を図る。

本事業で対応した児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	(1人 1校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		(1人 1校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・引き続き、児童生徒、保護者、学校や関係機関と連携し、受入体制及び指導、支援体制を構築する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになつても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要是、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。